**平成２１年（フ）第６９号**
山形県新庄市沼田町７番９号
債務者　山田　美幸
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
山形地方裁判所新庄支部

**平成２１年（フ）第７３号**
山形県新庄市十日町1564番地の３
債務者　今田　修久
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
山形地方裁判所新庄支部

**平成２１年（フ）第７４号**
山形県最上郡舟形町長沢1813番地の10
債務者　浅沼　恵子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
山形地方裁判所新庄支部

**平成２１年（フ）第７７５号**
埼玉県狭山市富士見２丁目１番32号　新井ハイツ102、前住所埼玉県川越市伊勢原町５丁目５番地12　リバーサイド弐番街1002号室
債務者　長谷川　達
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２１年（フ）第８４９号**
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目32番15―401号
債務者　澁谷マツヱ
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２１年（フ）第８５０号**
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目32番15―401号
債務者　澁谷　滿徳
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２１年（フ）第１０５４号**
兵庫県尼崎市神崎町17番３―203号
債務者　川内　千秋
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２１年（フ）第１０８９号**
兵庫県西宮市津門呉羽町７番18号さつき荘201号、前住所兵庫県西宮市上ヶ原四番町３番16―205号
債務者　山本　香織
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２１年（フ）第４０９号**
徳島市福島１丁目６番41号
債務者　川口　知博
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第５２０号**
徳島市八万町大坪20番地の43
債務者　中山　敏行
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第５６号**
長崎県南松浦郡新上五島町岩瀬浦郷542番地
債務者　大石　政広
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
長崎地方裁判所五島支部

**平成２１年（フ）第４２３号**
沖縄県那覇市字宇栄原933番地　座安マンションＳ－１
債務者　山崎　清美
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２１年（フ）第８０号**
岩手県釜石市野田町５丁目７番２号
債務者　岩渕　京子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

**平成２１年（フ）第７３６号**
埼玉県狭山市大字南入曽912番地の２
債務者　狩野　隆行
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２１年（フ）第７４８号**
埼玉県ふじみ野市福岡467番地11
債務者　大島　雪子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２１年（フ）第５４５号**
埼玉県坂戸市南町７番７号　サンシャトル305号室
債務者　野地　　一
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２１年（フ）第５５８号**
埼玉県児玉郡上里町大字七本木2166番地　サングリーン和田山102―208号
債務者　青山　裕行
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２１年（フ）第５５９号**
埼玉県本庄市日の出３丁目８番24―107号
債務者　森　　正夫
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部